



2020年5月22日

各位

会社名 大幸薬品株式会社
代表者名 代表取締役社長 柴田 高
(コード番号：4574 東証第一部)
問合せ先 執行役員経理企画本部長 本間 豪
(TEL. 06-4391-1123)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を2020年6月26日開催予定の第74回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、海外連結子会社と決算期を統一することで、当社グループの予算編成や業績管理等、事業運営の効率化を図るとともに、経営情報の適時・適切な開示により、経営の透明性及び質の向上を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第12条、第13条、第31条、第32条及び第33条に所要の変更を行うものであります。

また、決算期変更の経過年度となる第75期事業年度は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヵ月決算となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催予定日

2020年6月26日

(2) 定款変更の効力発生予定日

2020年6月26日

以上

【別紙】

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>(事業年度) 第31条 会社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から<u>翌年3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(期末配当及び基準日) 第32条 当社は、毎年<u>3月31日</u>を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p>(中間配当及び基準日) 第33条 当社は、毎年<u>9月30日</u>を基準日として、取締役会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p>	<p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>3月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>(事業年度) 第31条 会社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>12月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(期末配当及び基準日) 第32条 当社は、毎年<u>12月31日</u>を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p>(中間配当及び基準日) 第33条 当社は、毎年<u>6月30日</u>を基準日として、取締役会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p>
<p>附則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p><u>(事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経過措置)</u></p> <p><u>第31条(事業年度)の規定にかかわらず、2020年4月1日から始まる第75期事業年度は、2020年12月31日までの9か月間とする。なお、本附則は、第75期事業年度経過後は、これを削除する。</u></p> <p><u>(事業年度変更に伴う変更後最初の中間配当金に関する経過措置)</u></p> <p><u>第33条(中間配当及び基準日)の規定にかかわらず、2020年4月1日から始まる第75期事業年度の中間配当の基準日は、2020年9月30日とする。なお、本附則は、第75期事業年度経過後は、これを削除する。</u></p>